2026 年 8 月

お客さま各位

浜松いわた信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに伴う規定の改定について

平素は、浜松いわた信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫は、2027 年 3 月末の手形交換終了に向けた手形・小切手の全面的な電子化のための取り組みとして、2026 年 10 月 1 日より、「手形・小切手の振出期限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了」を実施いたします。これに伴い、下記規定を改定しますので、お知らせいたします。

改定後の規定は、改定日以前にご契約いただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問合せください。

記

＜改定日＞　　２０２６年１０月１日（木）

＜改定する規定＞
- 当座勘定規定
- 普通預金規定
- 納税準備預金規定
- 貯蓄預金規定
- 通知預金規定
- 定期預金共通規定
- 代金取立規定

＜改定内容＞
- 規定改定日以降、他行を支払地とする手形・小切手の各預金への入金の取扱は行ないません。
- 2026 年 10 月 1 日以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からお支払いしません。
- 振出日の記載がない手形・小切手は、支払いを拒絶することができるものとします。

※　各種規定の改定内容の詳細は、新旧対照表をご参照ください。

以上

新旧対照表

改定後	改定前
当座勘定規定	
第１条　（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	第１条　（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。
(2)～(4)（略）	(2)～(4)（略）
第２条～第６条　（略）	第２条～第６条　（略）
第７条　（手形、小切手の支払い等） (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	第７条　（手形、小切手の支払い等） (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
第８条（手形、小切手用紙） (1)　当金庫を支払人とする小切手または当金庫を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、２０２６年９月３０日までに振り出してください。	第８条（手形、小切手用紙） (1)　当金庫を支払人とする小切手または当金庫を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
(2)　当金庫を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ２０２６年９月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。	(2)　当金庫を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
(3)～(6)　（略）	(3)～(6)　（略）
第９条～第16条　（略）	第９条～第16条　（略）
第17条　（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1)　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を（削除）記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	第17条　（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1)　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
(2)　（略）	(2)　（略）
第18条　（線引小切手の取扱い） (1)　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印	第18条　（線引小切手の取扱い） (1)　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の

の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 (2) （略） 第19条～第30条 （略） 約束手形用法 １．～２． （略） ３． 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、（削除）記入してください。 ４．～９． （略） 為替手形用法 １．～３． （略） ４． 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますので、（削除）記入してください。 ５．～11. （略） 小切手用法 １． （略） ２． 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。（削除）先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ３．～９． （略）	押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) （略） 第19条～第30条 （略） 約束手形用法 １．～２． （略） ３． 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ４．～９． （略） 為替手形用法 １．～３． （略） ４． 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますので、できるだけ記入してください。 ５．～11. （略） 小切手用法 １． （略） ２． 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 ３．～９． （略）
普通預金規定 第１条. 第１条の２ （略） 第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。為替による振込金も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5) （略） 第３条～第20条 （略）	第１条. 第１条の２ （略） 第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。為替による振込金も受入れます。 (2)～(5) （略） 第３条～第20条 （略）
納税準備預金規定 第１条. 第１条の２（略） 第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	第１条. 第１条の２（略） 第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。

(2)～(5)　(略) 第３条～第20条（略）	(2)～(5)　(略) 第３条～第20条（略）
貯蓄預金規定 第１条. 第１条の２（略） 第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5)　(略) 第３条～第20条（略）	 第１条. 第１条の２（略） 第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。 (2)～(5)　(略) 第３条～第20条（略）
通知預金規定 第１条. 第１条の２（略） 第２条（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　(略) 第３条～第20条（略）	 第１条. 第１条の２（略） 第２条（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　(略) 第３条～第14条（略）
定期預金共通規定 １.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　(略) ２.～12.　(略)	 １.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　(略) ２.～12.　(略)
代金取立規定 第１条（略） 第１条の２(取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、２０２６年９月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。 第２条～第11条　(略)	 第１条（略） 第１条の２(取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 第２条～第11条　(略)